

かながわ DV 防止・被害者支援プランの改定内容について

1 概要

- 現行DVプランの計画期間が令和6年3月で満了するのと同時に、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定が必要であるため、DV被害を含め、困難な問題を抱える方の「福祉の増進」という観点から、県の支援の考え方や方向性を明示し、施策を総合的に推進するため、DVプラン及び新法計画を一体化して策定することとした。
- 困難女性等支援計画（仮称）は、本県における配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画としても位置づけられるため、現在のDVプランで実施してきた施策は引き続き推進する。
- 困難女性等支援計画（仮称）の対象者には、これまでのDVプランの対象であるDV被害者（配偶者からの暴力被害者及び生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力被害者）が含まれ、これまで通りセクシャリティで限定しないため、男性や性的マイノリティのDV被害者も対象となる。（個々の施策によって、対象が限定される施策もある）
- 現行DVプランの満了に伴い、男女共同参画審議会及び県民等の意見・提案や、現状の課題を踏まえた改定を行うとともに、令和6年4月に施行されるDV防止法改正に伴う改定を行う。

2 意見・提案及び現状の課題を踏まえた改定内容(案)**(1) 多様化・複雑化した課題を抱える被害者への当事者目線に立った支援の充実**

[改定内容]

- ・ DVがより潜在化しやすい外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティへの配慮をはじめ、多様な当事者の状況に応じた支援を行う相談窓口・一時保護体制の整備・充実
- ・ 医学的・心理的支援の充実
- ・ 子どもを同伴した当事者への支援及び同伴児童への支援の充実

(2) 関係機関・民間団体等との連携による、被害回復から自立まで切れ目のない支援の強化

[改定内容]

- ・ 関係機関・市町村・民間団体との法定協議会による情報共有・連携・協力
- ・ 母子支援・就業支援・居住支援・生活困窮対策支援等幅広い分野にわたる連携・支援

(3) きめ細かい支援を行うため、民間団体に対する支援の充実

[改定内容]

- ・ 多様な困難を抱える被害者の立場に立った支援を行っている民間団体への支援

(4) 精神的暴力等への理解のための啓発の強化

[改定内容]

- ・ 保護命令の対象が精神的暴力にも拡大されたことに伴う情報提供の実施
- ・ 認知度が低い精神的暴力等の周知啓発の強化

3 DV防止法改正に伴う改定内容(案)

(1) 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化に伴うもの

保護命令制度の周知や、拡大された対象者への対応の強化

(2) 都道府県基本計画への必要記載事項の拡充に伴うもの

新法計画と併せて、自立支援と関係機関連携についての記載を充実

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会の法定化に伴うもの

新法の支援調整会議と併せ、「神奈川県DV対策推進会議」を法定協議会として記載